（情報処理センターの帳簿記載事項）

第八条の四十四　法第十三条の八の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第十二条の五第一項及び第二項に規定する事業者、運搬受託者及び処分受託者の数の状況

二　法第十二条の五第一項及び第二項の規定による登録の状況

三　法第十二条の五第三項及び第四項の規定による報告の状況

四　（略）

（産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準）

第九条の三　令第六条の九第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　従前の法第十四条第一項の許可に係る許可の有効期間（同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。）において特定不利益処分（次に掲げる不利益処分をいう。以下同じ。）を受けていないこと。

イ　法第七条の三、第九条の二、第十四条の三（法第十四条の六において準用する場合を含む。）、第十五条の二の七、第十九条の三、第十九条の四第一項（法第十九条の十第一項において準用する場合を含む。）、第十九条の四の二第一項、第十九条の五第一項（法第十九条の十第二項において準用する場合を含む。）又は第十九条の六第一項の規定による命令

ロ　（略）

ハ　法第九条の八第九項（法第十五条の四の二第三項において準用する場合を含む。）、第九条の九第十項（法第十五条の四の三第三項において準用する場合を含む。）、第九条の十第七項（法第十五条の四の四第三項において準用する場合を含む。）又は第十二条の七第十項の規定による認定の取消し

二～八　（略）

（産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由）

第十条の六の二　法第十四条第十三項の環境省令で定める事由は、次のとおりとする。

一　（略）

（削る）

二～七　（略）

（産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等）

第十条の八　法第十四条第十七項において準用する法第七条第十五項の環境省令で定める事項は、産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（略）	（略）
処分の委託	一～四　（略） 五　交付した管理票ごとの、受け入れた産業廃棄物に係る第八条の三十一の五第三号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号
	六　（略）

（情報処理センターの帳簿記載事項）

第八条の四十四　法第十三条の八の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第十二条の五第一項に規定する事業者、運搬受託者及び処分受託者の数の状況

二　法第十二条の五第一項の規定による登録の状況

三　法第十二条の五第二項及び第三項の規定による報告の状況

四　（略）

（産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準）

第九条の三　令第六条の九第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　従前の法第十四条第一項の許可に係る許可の有効期間（同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。）において特定不利益処分（次に掲げる不利益処分をいう。以下同じ。）を受けていないこと。

イ　法第七条の三、第九条の二、第十四条の三（法第十四条の六において準用する場合を含む。）、第十五条の二の七、第十九条の三、第十九条の四第一項、第十九条の四の二第一項、第十九条の五第一項又は第十九条の六第一項の規定による命令

ロ　（略）

ハ　法第九条の八第九項（法第十五条の四の二第三項において準用する場合を含む。）、第九条の九第十項（法第十五条の四の三第三項において準用する場合を含む。）又は第九条の十第七項（法第十五条の四の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による認定の取消し

二～八　（略）

（産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由）

第十条の六の二　法第十四条第十三項の環境省令で定める事由は、次のとおりとする。

一　（略）

二　産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分がその事業の範囲に含まれないこととなつたこと。

三～八　（略）

（産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等）

第十条の八　法第十四条第十七項において準用する法第七条第十五項の環境省令で定める事項は、産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（略）	（略）
処分の委託	一～四　（略） 五　交付した管理票ごとの、受け入れた産業廃棄物に係る第八条の三十一の二第三号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号
	六　（略）